
各種飼養保管基準等関係

改正法の施行及び動物の愛護管理を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて、各種要領・基準の策定又は改定を行うもの。

1 所有者明示措置の要領

(1) 概要

平成11年の法改正により、犬ねこ等の動物の飼育者に対して、所有者明示の措置を講ずることが努力義務として規定されたところであるが、依然として所有者の明示措置をしている人の割合が少なく、全国各地で迷子動物や飼育動物の遺棄が発生していることから、自発的取組みを推進するために、環境大臣が所有者明示措置の要領を策定する措置が、改正法に盛り込まれたところ（なお、特定動物については義務付け）。

策定が必要となる事項

動物の所有者の明示に関する措置要領（仮称）（告示）

動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置の策定（改正法第7条第3項）。

現行法参照条文（抜粋）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条

（略）

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

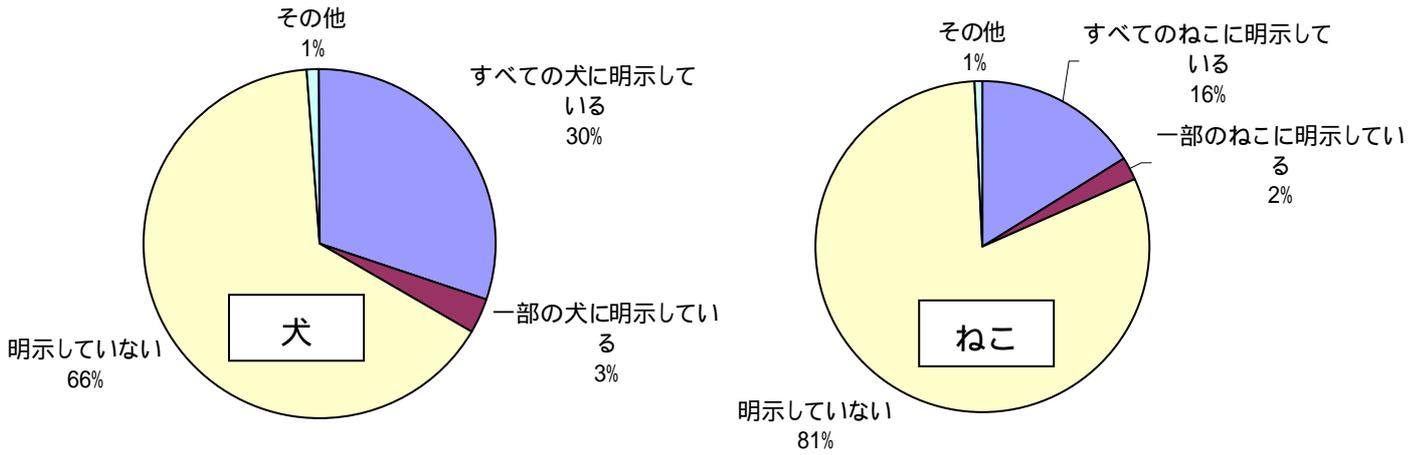
(2) 策定状況等

今回、新規に策定。

(3) 主な検討課題

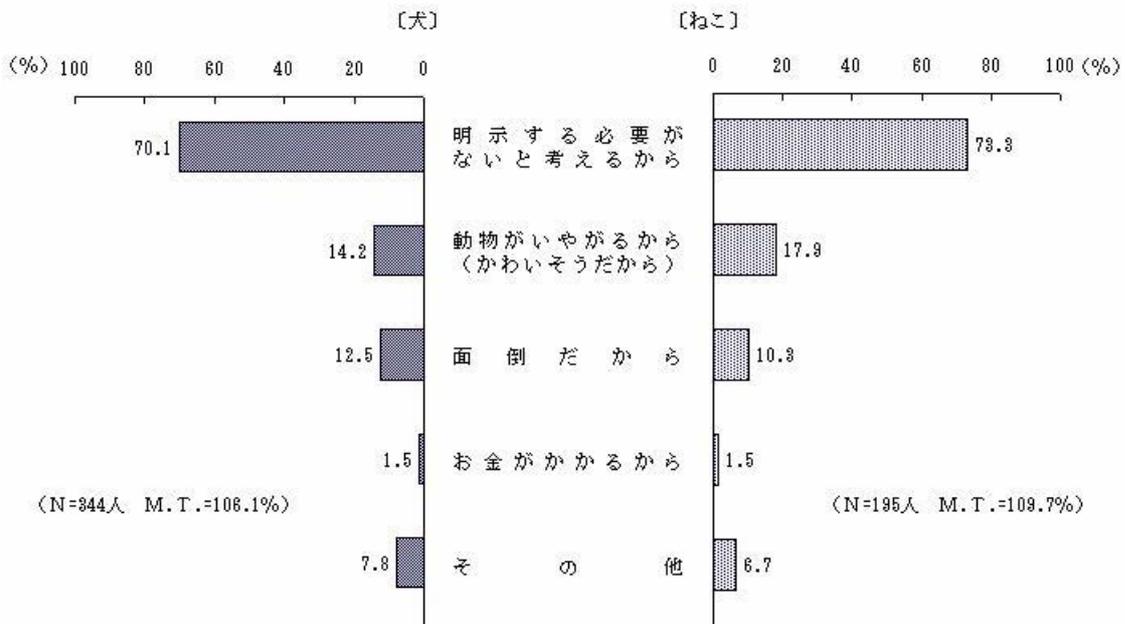
課題 所有者明示措置の必要性の普及啓発

所有者明示の実施状況



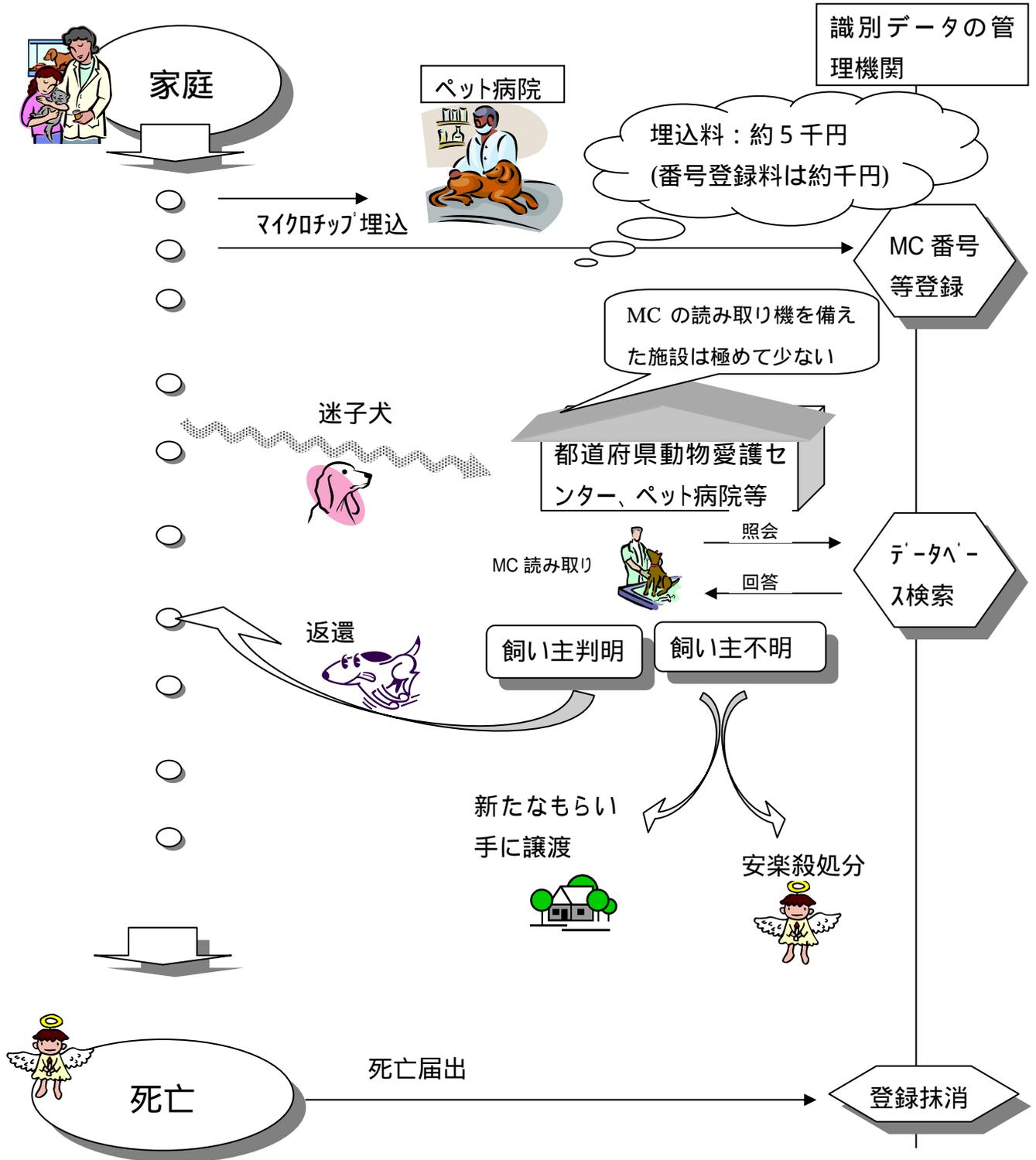
所有者明示をしていない理由

(犬またはねこを「飼っている」と答えた者で、所有者明示を「していない」または「一部していない」と答えた者に、複数回答)



課題 ペット病院等における個体識別技術の普及、読取り体制(リーダーの配備、識別データのネットワーク化等)の整備

マイクロチップによる犬の個体登録システムの流れ(例)



2 犬ねこの引取り等要領

(1) 概要

犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合や、所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者等から求められた場合、都道府県等はこれを引取らなければならないこととされている。また、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかっていたり負傷したりしているのを発見した場合や、それらの死体を発見したときには、その発見者に対して、動物の所有者が判明しているときはその所有者に、また所有者が判明しない場合には都道府県等に通報することの努力義務が課されており、この通報があったとき、都道府県等はその動物又はその動物の死体を収容しなければならないこととされている。現行法においては、このような引取りを求められた場合又は通報があった場合の措置に関して、環境大臣は、必要な事項を定めることできるとされているところ。

改定が必要となる事項

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領（告示）

犬及びねこの引取り及び負傷動物の収容に関して必要な事項を定めた同措置要領の改定（現行法第18条第5項及び第19条第3項）

現行法参照条文（抜粋）

（犬及びねこの引取り）

第十八条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

（略）

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第十九条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所

有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(2) 策定状況等

昭和50年4月に策定(以降、実質的な内容を伴う変更はなし)。

(3) 主な検討課題

課題	終生飼養の徹底等を踏まえた、適切な引取りのあり方
----	--------------------------

引取り場所

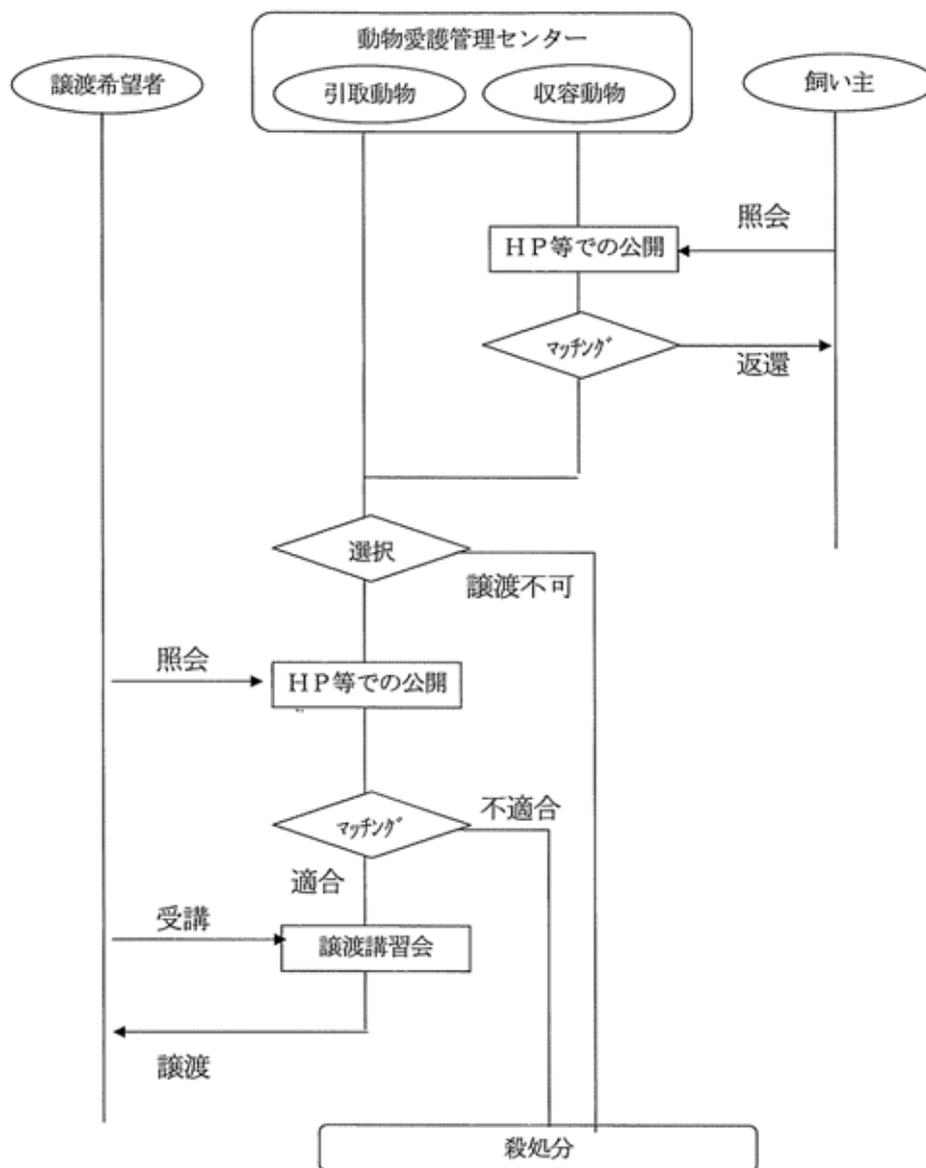
現在、引取り場所を指定するに当たっては、引取りを求める者の便宜、引取り場所周辺住民の意向等を配慮し、かつ、地域の実情に応じてなるべく多くの引取り場所を選定するように努めることとされているところ。

生存の機会の付与

現在、所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるように努めることとされているところ。

環境省では、犬ねこの殺処分数を減らすために、自治体等と連携・協力しつつ、インターネット等を活用した譲渡等の支援体制の整備を検討しているところ(H16~H17年度事業)。

データベース・ネットワークを活用した返還及び譲渡事業の実施手順



課題 マイクロチップ等の個体識別措置の普及等を踏まえた、生存の機会の拡大方法のあり方

動物愛護管理センター（自治体）におけるマイクロチップ・リーダーの整備状況

都道府県：東京都、静岡県、福岡県 他

市町村：横浜市、川崎市 他

昭和50年4月5日

内閣総理大臣決定

動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。

第1 犬及びねこの引取り

- 1 都道府県知事又は政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所を指定するに当たっては、住民の便宜を考慮するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、法第7条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。
- 3 都道府県知事等は、法第7条第1項又は第2項により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引き取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、性別、推定年月齢、標識等）を所要の原簿に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に記入した事項を通知し、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。

第2 負傷動物の収容

- 1 都道府県知事等は、法第8条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を迅速に収容するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を収容した場合には、第1の2及び3に準ずる措置をとること。

第3 保管

- 1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物を収容したときは、適当と認められる施設（以下「施設」という。）に保管すること。
- 2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）について、標識番号の明らかなものは登録団体へ照会する等当該保管動物の所有者の発見又は

飼養することを希望する者の発見に努めること。

- 3 保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。
ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。

第4 処 分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより処理すること。ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。

第6 報 告

都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示すところにより、内閣総理大臣に報告すること。

3 家庭動物及び展示動物の飼養保管基準

(1) 概要

動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命等に対する危害や迷惑の防止等といった飼主責任の徹底に関する行政指導等を行うに当たっての基準として、環境大臣は、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができるとされているところ。

改定が必要となる事項

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（告示）

飼主責任等に係る家庭動物等の飼養保管に当たってのよるべき基準としての同基準の改定（現行法第5条第4項）

展示動物の飼養及び保管に関する基準（告示）

飼主責任等に係る展示動物等の飼養保管に当たってのよるべき基準としての同基準の改定（現行法第5条第4項）

現行法参照条文（抜粋）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(2) 策定状況等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準：

平成14年5月に策定。なお、同基準の前身は、昭和50年7月に策定された「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」。

展示動物の飼養及び保管に関する基準：

平成16年4月に改定。当初の基準の策定は、昭和51年2月。

(3) 主な検討課題

課題 飼主責任等に係る今回の法改正事項（動物の種類・習性等に応じた適正な飼養等の推進、感染症の予防に関する注意の徹底、個体識別措置のより一層の推進、学校・地域・家庭等における普及啓発の推進、特定動物の管理の徹底等）の盛り込み等。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成14年5月28日

環境省告示第37号

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 ほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及

び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

- 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれ大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚する必要があること。

第4 共通基準

1 所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

2 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。

疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。

所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

3 生活環境の保全

所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

4 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

5 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時には必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

8 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるととも

に、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。

飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施錠の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

- 1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。
- 2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。
- 3 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。
- 4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。犬の突発的な行動に対応できるように引綱の点検及び調節等に配慮すること。運動場所、時刻等に十分配慮すること。

- 5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第18条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。
- 6 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊去勢手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 2 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第8 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第9 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

第 1 一般原則

1 基本的な考え方

管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めるとともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれ大きいこと等を勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。

3 計画的な繁殖等

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

4 終生飼養等

管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物

が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を採用するとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 展示 飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は管理者若しくは飼養保管者以外の者と接触させることをいう。
- (3) 展示動物 次に掲げる動物をいう。
 - ア．動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物（以下「動物園動物」という。）
 - イ．人とのふれあい、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物（以下「ふれあい動物」という。）
 - ウ．販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。）
 - エ． 商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物（以下「撮影動物」という。）
- (4) 施設 動物を飼養及び保管するための施設をいう。
- (5) 管理者 展示動物又は施設を管理する者（販売動物の販売を仲介する者を含む。）をいう。
- (6) 飼養保管者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、その飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

- ア．展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。
- イ．動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な

措置が講じられるようにすること。

- ウ．捕獲後間もない動物、他の施設から譲り受けた、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触若しくは展示又は販売若しくは貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。
- エ．群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。
- オ．異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。
- カ．幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。
- キ．疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物又は高齢な動物については、隔離又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

(2) 施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

- ア．個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。
- イ．排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。
- ウ．過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。
- エ．屋外又は屋外に面した場所にあつては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。
- オ．床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

(3) 飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普

及啓発に努めること。

2 生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア．施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

イ．施設の構造並びに飼養及び保管の方法は、飼養保管者が危険を伴うことなく作業ができるものとする。

ウ．施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、展示動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時対策

ア．管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

イ．管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(4) 緊急事態対策

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の習得等

飼養保管者は、動物に起因する感染性の疾病に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。さらに、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

管理者は、動物に起因する感染性の疾病に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

5 動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

6 輸送時の取扱い

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

- (1) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採用するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 展示動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採用するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を採用するとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第4 個別基準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又はふれあい動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

動物園動物又はふれあい動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

- ア．障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。
- イ．動物園動物又はふれあい動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。
- ウ．動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、過酷なものとならないようにすること。
- エ．生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。
- オ．動物園動物又はふれあい動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。
- カ．動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

(2) 観覧者に対する指導

動物園動物又はふれあい動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

- ア．動物園動物又はふれあい動物にみだりに食物等を与えないこと。
- イ．動物園動物又はふれあい動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。

(3) 観覧場所の構造等

- ア．人に危害を加えるおそれのある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。
- イ．自動車を用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

(4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又はふれあい動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十

分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(5) 展示動物との接触

- ア．観覧者と動物園動物又はふれあい動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。
- イ．観覧者と動物園動物及びふれあい動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

2 販売

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする。

(2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢な動物又は高齢な動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとする。

(3) 販売方法

- ア．販売の方法は、幼齢な動物における社会化期の確保等、販売動物の種類に応じ、その生態、習性及び生理に配慮した適切なものとする。
- イ．販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の実施の可能性を、確実な方法により確認すること。
- ウ．販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、終生飼養がされにくい傾向にあることから、このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。
- エ．野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2の定め留意すること。また、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を販売動

物として選定することについては慎重に行うこと。

オ．必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

3 撮影

管理者及び飼養保管者は、撮影に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間、環境等を適切なものとし、撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

(2) 情報提供

撮影動物の貸出しに当たっては、撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報の提供を詳細に行うこと。

第5 準用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物の飼養及び保管については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

4 実験動物の飼養保管基準

(1) 概要

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、現在、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこととされており、環境大臣は、この方法についてよるべき基準を定めることができるかとされているところ。

改正法においては、このような「苦痛軽減に関する配慮事項」に加えて、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」、「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」等により動物を適切に利用すること、に関する配慮事項が追加され、実験動物に対する配慮事項として国際的に普及・定着している、いわゆる3Rの原則（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）が明記されたところ（追加された2事項は、動物実験に関する配慮事項としての性格が強いものであることから、動物愛護管理法における「よるべき基準」については、従前どおり苦痛軽減に関する配慮事項についてのみ策定する仕組みとされている）。

また、現行法においては、実験動物についても、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命等に対する危害や迷惑の防止等といった飼主責任の徹底に関する行政指導等を行うに当たっての基準として、環境大臣は、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができるかとされているところ。

改定が必要となる事項

実験動物の飼養及び保管等に関する基準（告示）

動物を科学上の利用に供する場合におけるできる限り動物に苦痛を与えない方法、及び飼主責任等に係る実験動物の飼養保管に当たってのよるべき基準としての同基準の改定（現行法第5条第4項及び第24条第3項）

現行法参照条文（抜粋）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加

え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

改正法参照条文（抜粋）

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

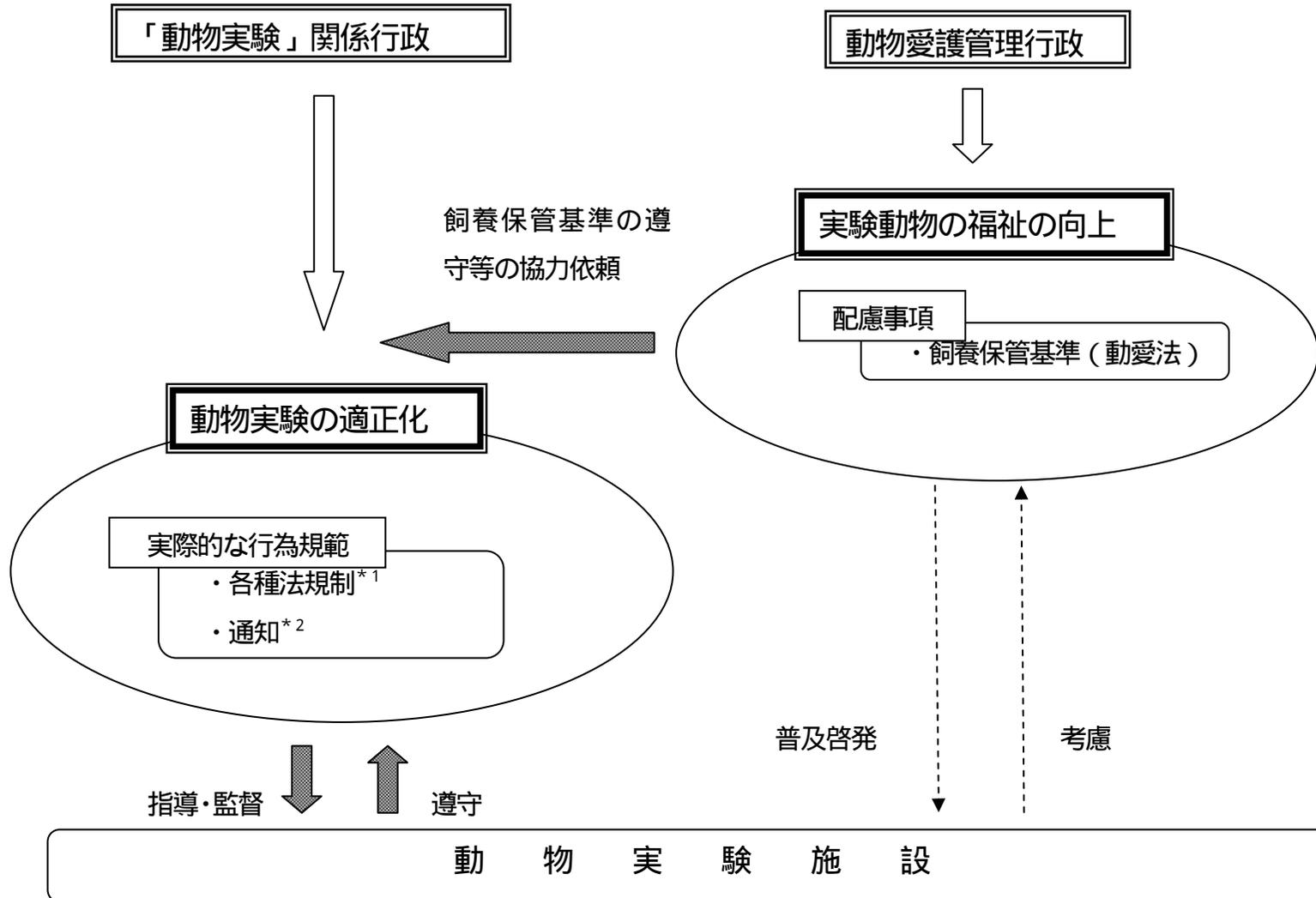
（ 2 ） 策定状況等

昭和55年3月に策定（以降、実質的な内容を伴う改定はなし）。

（ 3 ） 主な検討課題

課題	実験動物への配慮に対する要請の高まり等を踏まえた、苦痛の軽減及び飼養保管方法に係る一般原則等の充実
----	---

「実験動物の福祉」と「動物実験の適正化」に関する管理体制について



* 1 薬事法、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法 等

* 2 文部科学省からの各国公私立大学長等あての通知 等

注) 実験動物の生産・繁殖施設(農林水産行政)は、本図では省略している。

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

昭和 55 年 3 月 27 日

総理府告示第 6 号

第 1 一般原則

管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。

実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。

管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。

実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。

実験実施者 実験等を行う者をいう。

飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第 3 導入に当たっての配慮

管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を勘案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること

実験動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めること。

実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。

輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行こと。

実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。

3 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること。

第4 実験動物の健康及び安全の保持

- 1 管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。
- 2 管理者は、実験動物の飼養又は保管については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けるようにすること。

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の給与を行うこと。

実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

第5 実験等の実施上の配慮及び終了後の処置

- 1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するように努めること。

実験動物管理者又は実験実施者は、次の事項に留意し、実験等の実施及び実験等の終了後の処置に当たるように努めること。

- (1) 実験等に当たっては、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。
- (2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。
- (3) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

第6 危害防止

- 1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。
- 2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。

実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供する

とともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること。

- 3 管理者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うこと。
- 4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。
- 5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。
- 6 管理者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。

第7 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めること。

第8 実験動物生産者の採るべき措置

実験等のためほ乳類及び鳥類に属する動物を生産する者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管すること。

- (1) 動物の生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病にり患することを予防する等必要な措置を講ずること。
- (2) 生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疾病のり患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。

第9 補 則

管理者等は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を実験等に利用する場合においてもこの基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

第10 適用除外

- 1 この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。

この基準は、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用せず、当該実験動物に係る飼養及び保管に関する基準については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を準用する。

文部科学省通達「大学等における動物実験について」

文学情第141号

昭和62年5月25日

各国公私立大学長

各国立大学共同利用機関長 殿

各国公私立高等専門学校長

文部省学術国際局長 植木 浩

近年、大学等における実験動物は、バイオサイエンス研究の急速な発展とともに、医学、生物学、農学等の生物系研究領域において、その重要性はますます高まっております。

他方、動物実験については、科学的にはもとより、動物福祉の立場からも適切な配慮が必要であるとの提言や指摘が関係学会等でもなされております。また、国際的にも、動物福祉にも配慮した動物実験指針の作成が要請されるようになっております。

我が国では、すでに、「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「実験動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和55年総理府公示第6号)が制定されていますが、特に動物実験を行う研究者も多い大学等においては、今後、それぞれの状況に応じ、動物実験の立場から、適切な実験指針を整備していくことが重要な課題となっております。

このような状況にかんがみ、学術審議会においては、かねてから、大学等における動物実験の在り方について検討が行われてきましたが、このたび、その検討結果が「大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方について(報告)」として別添のとおり取りまとめられました。

については、貴学(校・機関)において動物実験が行われる場合には、上記の法律及び基準によるほか、上記の報告を踏まえつつ、下記の諸点に留意の上、動物実験の指針を整備するとともに、関係職員等に対し指針の周知徹底を図るなどして、動物実験が有効適切に行われるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1 動物実験の指針は、当該大学等の研究上の必要性を勘案しつつ、次のような原則的な考え方に基づき整備すること。

(1) 実験計画の立案

実験計画の立案に当たっては、実験動物の専門家の意見を求める等により、有効適切な実験が行えるようにすることが望ましいこと。なお、実験においては、実験動物を使わない方法によるように努めることも必要であること。

(2) 供試動物の選択

供試動物の選択に当たっては、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要があること。また、必要に応じて、検疫を行うこと。

(3) 実験動物の飼育管理

科学的にかつ動物福祉の観点からみて適切な動物実験を実施するためには、施設、設備等の適切な維持・管理に配慮し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行う必要があること。

(4) 実験操作

実験操作により、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮すべきこと。このことは、科学的に適切な動物実験のためにも、また、動物福祉のためにも必要であること。

(5) 安全管理に特に注意を払う必要のある実験

物理的、化学的な材料あるいは病原体を取り扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損われたりすることのないよう、十分に配慮する必要があること。なお、実験施設の周囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払う必要があること。

遺伝子導入動物を取り扱う動物実験においては、実験の安全確保のため飼育室、実験室に、当該動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講ずる必要がある。

(6) 動物実験委員会の設置

動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の適切な運用を図ること。委員会は、当該大学等の実験動物の専門家、実験者、その他必要と認められる者によって構成することが望ましいこと。

また、動物実験委員会は、当該大学等の動物実験施設の運営委員会など既存の組織の改組、拡充によって整備することも可能であること。

2 動物実験の指針及び動物実験委員会の整備については、各大学等の実情に応じて、大学等の長又は関係学部等の長が行うものとする。

課題 実験動物の飼養保管又は科学上の利用に係る当事者自身による同基準の遵守（セルフコントロール）の徹底方策のあり方

日本学術会議第7部報告 動物実験に対する社会的理解を促進するために（提言）（抜粋）

平成16年7月15日

動物実験に対する社会的理解を促進するために（提言）の要旨

1. 報告（提言）の背景

動物実験が生命科学、ことに人類の生存と健康維持に直接かかわる医学・医療、薬学などのいわゆる健康科学の分野において不可欠であることは言うまでもない。一方、人と動物の共生という立場から動物実験に対する批判も存在し、そのため欧米では動物実験が著しく制約され医学研究に支障が出ている国もある。また、わが国でも動物の供給が難しくなるなど日本も例外ではなく、動物を科学研究に用いることに対する反対運動は根強い。健康・疾病問題の解決と人類の幸福増進に不可欠な動物実験が、広く社会の理解と支持を得て行われるようにするためにわれわれが成すべきことを検討し、本報告を取りまとめた。日本学術会議は、勧告「動物実験ガイドラインの策定について」（1980）、特別委員会報告「教育・研究における動物の取り扱い - 倫理的及び実務的問題点と提言」（1997）など、動物実験に関して一連の発言を行ってきた。本報告はその一環としてなされるものである。

2. 現状と問題点

わが国では、学術会議の勧告を契機として、各研究機関が法規に準拠して動物実験指針を制定し、動物実験委員会を設けて、動物実験を自主的に管理している。この自主管理体制は定着してよく機能しており、わが国の動物実験は科学的にも倫理的にも適正に運営されて、国際的にも高い水準にあると言える。

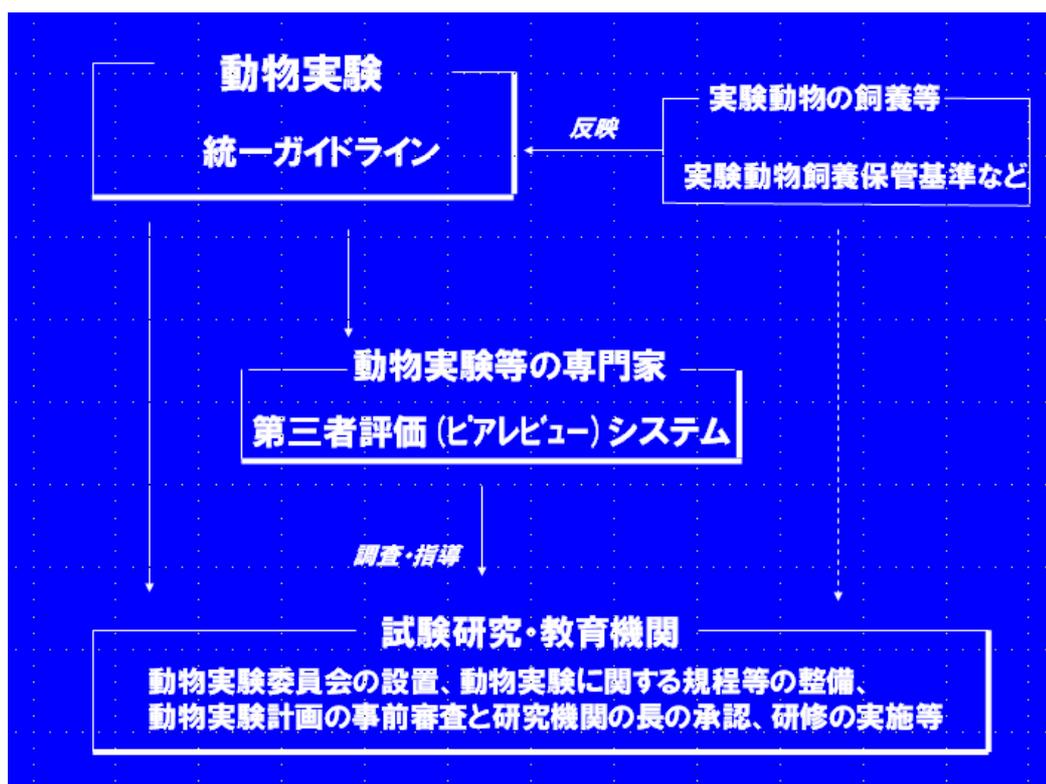
しかし問題もある。わが国には米国のような全国統一の動物実験ガイドライン（指針）がなく、指針はそれぞれの研究機関が個別に定めているため、規制の具体的基準が外から見えにくい。また、各研究機関が実施している自主管理の内容を客観的に評価検証する仕組みがないため、動物実験が適正に管理されていることを社会に対して説明する説得力に問題が残る。欧米の動物愛護団体からは、日本に動物実験の法規制はないという誤解も招いている。

3. 報告（提言）の必要性

上記の問題点を改善することにより、動物実験に対する社会の理解を一層促進し、

医学、生命科学の発展と人類の幸福を増進することができると考えられる。ここでわれわれは、現在の各研究・試験機関による自主管理方式の客観性を保証し、実効と信頼性を一段と強めるために、1) 動物実験の倫理原則を実行に移すときの基準を示す国内で統一された動物実験ガイドラインを制定することと、2) 当該ガイドラインの実効を担保するための第三者評価システムを構築することを提言する。ガイドラインの制定にも、第三者評価システムの構築にも広く社会の意見を聞き、透明性の高いものにすることが必要である。

ここに、関係学協会はじめ関係機関に実施への取組みを早急に開始するよう協力を呼びかけるものである。このような自発的な取組みが学術にかかわる研究者の社会的責任と認識するからである。



日本学術会議動物実験研究連絡委員会提言の概要（鍵山氏資料より）

基本指針関係

1 概要

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、動物愛護管理施策に係る理念、中長期的な目標やその達成手段等を内容とする基本的な指針を、環境大臣が定めることとする措置が改正法に盛り込まれたところ。なお、都道府県が定める動物愛護管理推進計画は、この指針に即して定められることとなる。

策定が必要となる事項

基本指針（告示）

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の策定（改正法第5条第1項）。

改正法参照条文（抜粋）

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（動物愛護管理推進計画）

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 策定状況等

今回、新規に策定。なお、都道府県の一部においては、長期的観点から計画的に動物愛護管理施策を進めるために、長期計画を策定しているところ(秋田県、茨城県、東京都、埼玉県、静岡県)。

3 主な検討課題

課題	我が国の社会風土に適した動物の愛護及び管理に係る理念等の整理
----	--------------------------------

動物の保護及び管理のあり方並びにこれについて講ずべき基本方策(答申)

答申第4号

昭和54年2月1日

昭和49年4月17日総管第208号をもって諮問のあった「」に対し、本審議会は、別紙のとおり答申する。

別紙

一 動物保護の基本的な考え方

- 1 動物保護の基本は、人間においてその生命が大切なように他の動物の生命を尊重するというところにある。動物はすべて他の生物の生命を犠牲にしなければ生きていけないものであるが、犠牲にすることを当然のこととして犠牲となる動物の生命を軽視することは誤りであり、むしろその動物の生命を貴重なものとして尊重することが肝要である。

- 2 動物の保護には、その生命を尊重する理念を確立することにあわせて、動物が人の生命、身体及び財産を侵害することなく、人間と動物が調和のとれた存在となることが重要である。したがって動物の飼養及び保管に当たっては、人間生活にとっての必要性、人間生活への影響についても十分な配慮をしなければならない。
- 3 動物愛護の精神の涵養は、動物を愛護し、その虐待を防止し、これを適正に飼養及び保管するためのみでなく、人の生命を尊重し、友愛と平和の情操を高揚する上にも極めて大切なものである。動物愛護に関する教育・啓蒙に際しては、このことを常に念頭におき、広く周知させるよう努めるべきである。

二 動物の保護及び管理に関する法律の運用等について

- 1 動物に関する人の感情は、地域の慣習、生活環境等により、まことにさまざまであり、行政を進めるに当たっては、これらの事情をふまえて行うことが大切である。また、動物保護行政は、国民の理解を深めることによって円滑に進められるものであり、この意味において、地方公共団体の行う動物保護に関する行政や動物関係団体の活動は極めて重要である。
- 2 法律は、動物の保護及び管理に関する基本原則、人の管理下にある動物の飼養及び保管に関する措置並びに動物の虐待防止等について定めているが、都道府県等の犬及びねこの引取りに関する規定のほかは動物の保護に関する基本的な在り方を示すにとどまっている部分が多い。したがって同法の施行に当たっては、今後更に動物保護に関する具体的な指針を示していくことが必要である。
- 3 畜産動物のように現に品種改良、飼育・管理、疾病予防、流通等広い分野にわたって法令に基づく対策の講じられている動物については、それぞれの分野においてこの法律の基本原則にのっとった対策が進められるべきで、この法律の適用に当たってはそれらの対策の推移をみつつ慎重を期することが望ましい。
- 4 動物に闘技をさせることについては、法律に規定がないためその行為を動物の虐待防止の観点から禁止すべきであるかどうかしばしば問題が生じている。これらの闘技のなかには、古くからの伝統行事であったり、永年にわたり社会的に容認されてきたものもあり、その取扱いについてはなお慎重な検討を要するが、関係者に真に動物を保護し、その生命を尊重する姿勢が欠け、一般の人が残酷と思うような闘技も時に行われている。動物保護の基本原則にのっとり、これらの誤った行為が行われなくなるよう一層の啓発・指導が必要である。
- 5 法律の定める動物の適正な飼養及び保管は、動物の飼養者がその責任を自覚し、責任ある

行動をとることによって初めて全うされるものであり、飼養者に対する指導を強化する必要がある。また、不適正な飼養及び保管に原因する動物による人身事故の防止については、その徹底を期さなければならない。特に危険な動物による危害防止対策を更に強化する必要がある。

6 やむを得ず動物を処分するとか繁殖制限の措置をするといった法律に定める動物管理の方法をとることはなじみ難いものかもしれないが、今日の社会生活においてはこれらの措置は動物の適正な飼養にとって不可欠のものであるので、動物飼養の考え方の転換を促進することが必要である。

7 法律の施行に関する事務の多くは地方公共団体の所掌するところとなっており、その事務を円滑に進めるためには、飼養者負担を含めた財政の充実、業務執行体制の確立等の一層の推進を図ることが必要である。

また、動物保護管理行政を進めるに当たっては、この行政の性質にかんがみ、広く住民各層に動物保護管理の基本理念を深めるように努めるとともに、動物を飼養している者の積極的な協力を得てその展開を図っていくことが肝要である。

三 動物愛護に関する教育等について

1 動物を可愛がろうとする行為が事故を招いたり、動物に対する恐怖感が動物を敵視するようになったりすることは、動物に対する正しい知識の欠けていることによるものが多い。

動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に成長するものであるから、この時期から適切な教育を行っていくことが大切であり、特に動物との接触の機会を与えていくことが必要である。

2 動物愛護に関する運動はかなり古い歴史をもち、先駆者としての活動がいろいろな分野で行われているが、その組織は全国的な規模にまでは至っておらず今後の発展にまつところが多い。

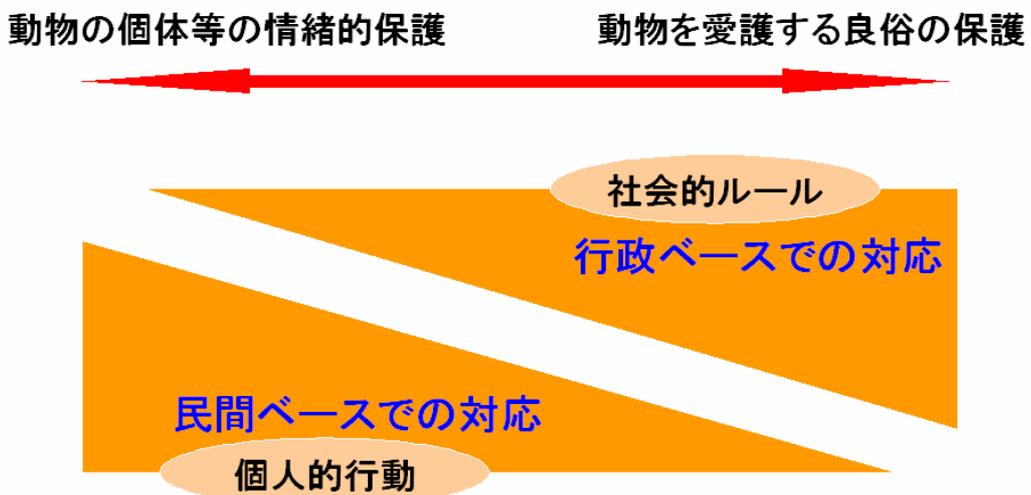
動物愛護は、国民の間にこのことについての共通した思想の形成がなくては進み難いものであり、関係行政もそのような基盤がなくしては実効を期すことは困難である。動物愛護運動は、その理念と活動が多くの人々の共感を呼び、それらの人達の自主的な参加によって国民の間に浸透するように展開されていくことが望まれる。

動物に対する意識（動物観）の違いに関する欧米諸国との比較

わが国における近世の動物の愛護管理の思想や活動は、日本在住の欧米知識人によって主導されてきたものである。しかし、日本人と動物とのかかわりの歴史を見ると、欧米諸国に比べてわが国の動物の愛護管理が内容的に劣っていたわけではなく、文化的な背景の違い等に起因する動物に対する意識（動物観）の違いが大きく影響していたと評価する人が少なくない。実際、各種の著述や調査研究によっても、日本と欧米諸国における動物に対する意識（動物観）の違いがあることが明らかにされている。次表は、その違いを概括的に示したものである。

	日本	欧米等
人との階層関係	人間と生命的には平等（ただし、総体的価値としては人間が優位）。輪廻転生によって人間と動物とは相互転換する生命的に連続的な存在。	人間とは別の生命体であり、人間の従属物。人間のために存在し、人間が管理すべき責任を持っている存在。
飼養技術	生産性の豊かな稲作中心の文化等を背景に、十分に発達・普及せず。	生産性の乏しい自然・牧畜中心の文化等を背景に、発達・普及。
態度	情緒的・放任的な性格が強い。	合理的・科学的・操作的な性格が強い

行政と民間の役割分担



課題 動物を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえた中長期的な課題の整理

自治体における計画の策定状況

動物愛護管理行政を長期的見地から計画的に推進するため、一部自治体では、学識経験者やN G O等の関係者の意見を聞きながら、施策の目標及び目標を達成するための手段の総合的・体系的実施方法を明示した「動物愛護管理行政計画」を策定。

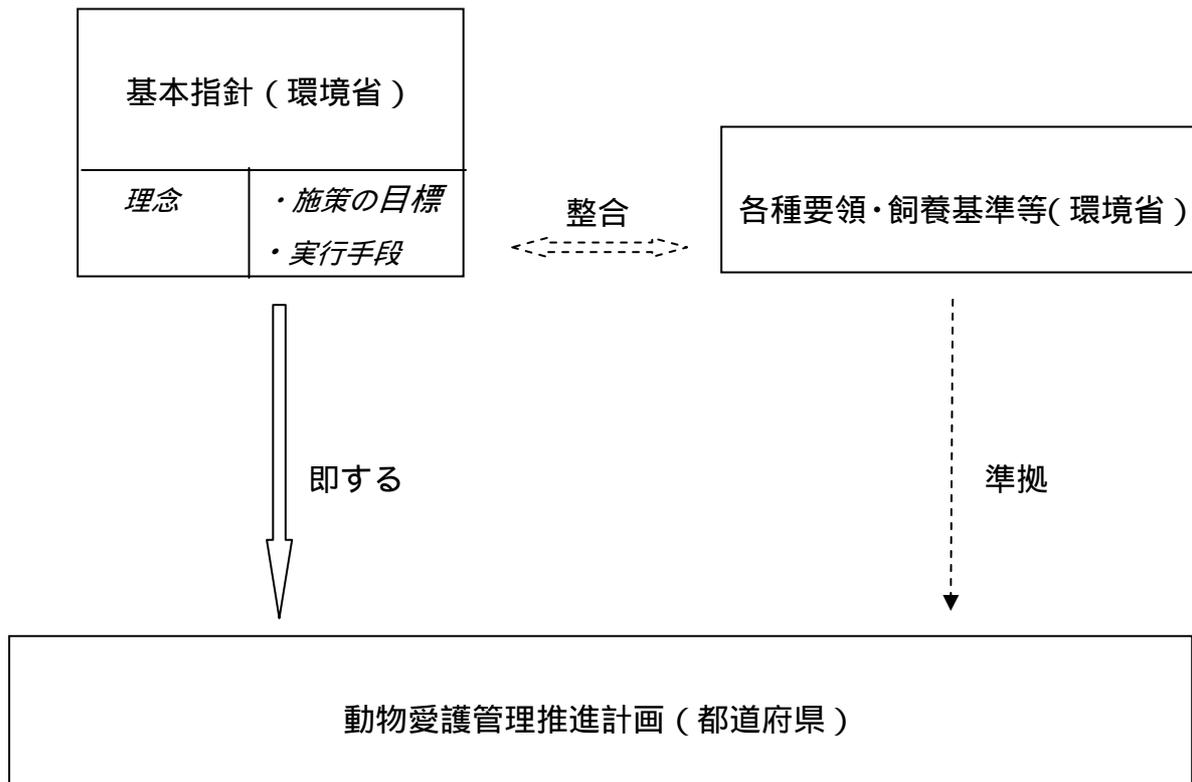
作成主体	秋田県	茨城県	
計画内容	計画名称 (策定年度)	あきた動物愛護管理基本構想 (H14)	茨城県動物愛護推進計画 (H15)
	計画事項(目)	序章 基本構想の考え方 1 目的 2 基本目標 3 基本構想の性格と役割 4 基本構想の実施期間 第1章 秋田県の将来像 第2章 秋田県の現状 1 社会動向 2 ペット動物の飼養保管の現状 (1) ペット動物の飼養状況 (2) 特定動物の飼養状況 (3) ペット動物の入手方法 (4) ペット動物の飼養に関する意識 (5) 終生飼養に関する意識 (6) 繁殖制限に関する意識 3 ペット動物による被害・迷惑の現状 (1) アンケート調査結果 (2) 行政事務実績 4 動物愛護団体の現状 (1) 動物愛護団体等 (2) 動物取扱業 (3) 動物病院等 (4) その他 5 行政に対する要望 (1) 県民の意見要望 (2) 動物愛護団体等の意見・要望 第3章 重点的に推進する施策の方向 1 動物の生命を尊び慈しむ心を養うために 2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶために 3 人と動物、動物を介した人と人との楽しい交流のために 第4章 推進体制	総論 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけと性格 3 計画期間と進行管理 4 計画の基本方向 (1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着 (2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底 (3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割 5 茨城県の動物愛護の現状 (1) 平成13年県民世論調査(平成13年7月実施)の概要 (2) 動物愛護関係指標の現状 6 動物愛護推進目標の設定 7 動物愛護推進施策の体系 各論 1 県民への動物愛護意識の啓発 2 動物愛護を担うひとづくり 3 動物愛護団体の育成と強化 4 動物の適正飼養の普及啓発 5 アニマルセラピーや身体障害者補助犬の育成支援 6 人と動物に共通する病気に関する調査研究 7 犬・猫引取業務の改善 8 学校教育との連携(学校獣医師)制度創設への提言) 9 動物愛護推進拠点のあり方と連携 資料編
	数値目標の 設定項目及 び数値		犬ねこ引取頭数 16,565(H13) 8,000未満(H19) 捕獲された犬の返還率 1.2%(H13) 10.0%(H19)
	計画の有効 期間	H15年度～H22年度(8年間)	H15年度～H24年度(10年間)
計画作成手続き	・県民アンケートの実施 ・検討委員会	・作成委員会	

作成主体	埼玉県	東京都
計画名称 (策定年度)	人と動植物がふれあうまちづくり (H13)	東京都動物愛護推進総合基本計画 (H15)
計画事項(目次)	1 目的、必要性及び効果 2 主な事業 (1) アニマルセラピー活動 (2) ふれあい教室活動 (3) マナーアップ活動 (4) 動物愛護推進員活動 (5) 動物愛護週間記念行事の実施	序章 人と動物との調和のとれた共生を目指して 1 動物愛護を取り巻く社会環境の変化 2 東京都における動物愛護行政の変遷 第1章 動物愛護を取り巻く現状と課題 第1節 動物愛護の現状と社会背景 1 動物飼養の現状 2 動物との絆と意識の変化 3 動物愛護推進に対する気運の高まり 4 動物に対する社会的理解の深まり 5 獣医療及び飼養水準の向上 第2節 動物愛護の課題 1 動物に関する苦情・問題の多発 2 動物取扱業者の社会的役割と責任 3 人と動物との共通感染症の危機 4 動物の逸走、危害及び非常災害時の危険性の増大 第2章 動物愛護推進総合基本計画 第1節 計画の策定 1 計画策定の趣旨 2 目的 3 性格 4 期間 第2節 動物愛護の基本的視点 1 都民等との連携と協働の推進 2 飼い主責務の徹底と情報の提供 3 都民の健康と安全の確保 第3章 具体的施策の展開 第1節 役割分担の明確化と協働体制の整備 1 地域における動物愛護の推進 2 専門的・広域的施策の拡充 第2節 適正飼養の推進 1 人と動物との共通感染症の予防とまん延防止 2 逸走及び危害防止 3 非常災害時における動物愛護対策 第4節 計画の実現に向けて 1 計画の周知及び情報提供 2 計画推進体制 3 評価実施 4 国への提案要求
数値目標の設定項目及び数値	人と動物ふれあい活動実施回数 20回(H13) 150回(H18)	動物致死処分数 11,322(H14) 50%(H24) 犬・ねこ等の苦情件数 30,976件(H14) 25%(H24) 犬の返還・譲渡の割合 73.2%(H14) 80%(H24) ねこの返還・譲渡の割合 1.6%(H14) 3%(H24)
計画の有効期間	H13年度～H18年度(5年間)	H15年度～H24年度(10年間) 5年後を目途に見直し
計画作成手続き	・パブリックコメント ・案を議会に公開	・動物愛護管理審議会 ・パブリックコメント

作成主体	静岡県	
計画名称 (策定年度)	静岡県動物愛護推進計画21 (H12)	
計画事項(目次)	<p>概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 計画の役割と性格 3 計画の期間 4 計画の骨子 5 計画の体系図 <p>基本的方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 動物愛護の普及啓発 2 動物の適正飼養の推進 <p>推進計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民意識の啓発 2 動物愛護を担う人づくり 3 動物愛護団体の育成と強化 4 動物愛護のルールづくり 5 人と動物が共存するために必要な調査・研究の充実 6 動物愛護推進拠点の整備 7 動物愛護管理関係業務等の見直し <p>主要計画の実施</p>	
計 画 内 容	数値目標の設定項目及び数値	<p>犬ねこの保護頭数 14,027(H11) 10,300(H16)</p> <p>動物愛護教室受講者 12,147(H11) 21,500(H16)</p> <p>動物愛護週間行事参加者 13,087(H11) 37,000(H16)</p> <p>動物ふれあい訪問者数 5,201(H11) 9,500(H16)</p>
	計画の有効期間	H12年度～H16年度(5年間)
	計画作成手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会からの提言 ・プロジェクト委員会

課題 都道府県が策定する動物愛護管理推進計画との体系的整合性（内容や目標年次等）の確保

計画等の体系イメージ



参考

鳥獣法に基づき定めることとされている鳥獣保護事業計画の概要は次のとおり。この他にも各種の行政計画があるが、10カ年計画（5年後にローリング）をとっているものや、社会状況の変化等に応じて目標年次や改定年次を定めているものまで、多種多様である。

計画期間：5カ年計画

策定年次：国の指針の策定年度の翌年度に、都道府県計画を統一的に策定

計画内容：各都道府県共通の事項&個別の事項